

第5章 今後の人権行政のあり方

1

人権行政の推進とチェック機能

- ① あらゆる施策について人権指針をもとに自己点検・見直しを行います。
- ② 市が策定する各種基本計画・実施計画等に、人権尊重の視点を取り入れます。
- ③ 人権指針に規定する施策の取組状況について、全庁的に「人権指針に関する取組状況調査」を毎年度行うとともに、「職員の人権意識啓発の取組」を推進します。
- ④ 「人権指針に関する取組状況調査」及び「職員の人権意識啓発の取組」に関する結果等について、「ふじさわ人権協議会」へ定期的に報告を行い、委員からの意見等を踏まえ、常に人権施策の改善を図り、取組を推進します。

2

市民との協働

多岐にわたる人権課題に対しては、迅速で専門的かつ柔軟な対応が必要とされます。そのためには、公的機関だけではなく、NPO、企業、市民など多様な人々との連携・協力が不可欠です。施策の企画・立案から推進まで、さまざまな主体と連携し、社会全体で多様な人権課題の解決に向けて、取組を図ります。

3

人権に関する拠点施設の検討

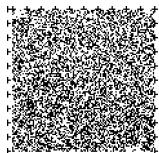
時代とともに多様化かつ複雑化する人権課題に対応するため、人権に関する情報の収集・分析・研究及び研修などの機能を有する拠点施設について、長期的な課題として研究・検討していきます。

4

人権行政の推進に向けた情報収集と施策の検討

人権課題については、国や自治体のみならず、国連などの国際機関においても、さまざまな取組が行われています。人権施策の質的向上を図るためにには、こうした国内外の人権に関する取組について情報収集を図り、先進的な施策について、本市の人権施策にも取り込んでいく必要があります。

このようなことから、人権に関する条例等の制定を含め、先進的な取組に関する情報収集を図りつつ、多角的な視点により人権行政の推進を検討していきます。



「法律及び条約」の表記について

人権指針（1～48 ページ）の中で、省略名で表記する法律及び条約は、次のとおりです。

（50 音順）

正 式 名 称		人権指針で使用する名称
法律	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	出会い系サイト規制法
	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	高齢者虐待防止法
	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	男女雇用機会均等法
	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	児童買春禁止法
	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	障害者虐待防止法
	障害者の雇用の促進等に関する法律	障害者雇用促進法
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者総合支援法
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	障害者差別解消法
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	女性活躍推進法
	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律	性同一性障害特例法
条約	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	D V 防止法
	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	ホームレス自立支援法
	児童の権利に関する条約	子どもの権利条約
	障害者の権利に関する条約	障害者権利条約
	女子に対するあらゆる差別の撤廃に関する条約	女子差別撤廃条約
	難民の地位に関する条約	難民条約

